

平成 28 年 4 月 1 日

お客さま各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 株式会社 仙 台 銀 行

「平成27年9月関東・東北豪雨に係る災害義援金」の取扱期間延長について

このたび平成27年9月9日発生の台風18号等による豪雨により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

株式会社仙台銀行(本店 仙台市 頭取 鈴木 隆)では、今般の豪雨災害により被害を 受けられた皆さまへお見舞いとして寄せられる義援金振込のご依頼を、当行本支店にて下記 のとおり受付けておりますのでお知らせします。

記

- 1. 災害義援金受入口座等について
  - (1) 下記振込先の振込手数料は、窓口受付に限り無料といたします。
  - (2) なお、ATMおよびインターネットバンキング等によるお振込につきましては、 当行所定の振込手数料がかかりますので、窓口にてお振込手続きをしていただき ますようお願い申し上げます。
- 2. 受付店

当行本支店

3. 寄付金先

茨城県常総市

4. 災害義援金受入口座及び取扱期間(延長期間)

フリガナ 義援金取扱口座名	口座所属店	預金 種目	口座番号	取扱期間 (期間延長)
ジョウソウシギエンキングチ 常総市義援金口	東日本銀行 水道橋支店	普通	335486	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで

## 5. 領収書及び礼状

常総市からの領収書は発行されませんので、振込金受取書をもってこれに代えてください。また、礼状についても発送されませんので了承願います。

以上

